

吹田市空家等の適切な管理に関する条例に係る緊急安全措置 仕様書

1 官公庁その他への手続

緊急安全措置に必要な官公庁その他への手続は、全て緊急安全措置協力事業者が遅滞なく代行し、これに要する費用は全て緊急安全措置協力事業者の負担とする。

2 地元関係者との交渉等

緊急安全措置協力事業者は、緊急安全措置の実施にあたり地域住民との間で紛争が生じないように努め、苦情等があった場合は誠意をもって対応する。

3 関係法令及び条例の遵守

緊急安全措置の実施にあたっては、建築基準法・労働基準法・消防法その他関係法令を遵守する。

4 秘密の保持

緊急安全措置協力事業者は、この契約によって知り得た秘密情報及び個人情報についてほかに漏らしてはならないものとする。

5 光熱水費等

緊急安全措置に要する電力費及び水道費等は、緊急安全措置協力事業者の負担とする。

6 安全対策

緊急安全措置協力事業者は、安全管理について協力事業者を含む関係者全員に周知徹底させ、災害等の防止に努めるものとする。

7 疑義

疑義が生じた場合は、本市職員と協議し、指示に従うものとする。

8 提出書類

- (1) 緊急安全措置完了届
- (2) 位置図
- (3) 記録写真（措置前・措置中・措置後）
- (4) その他監督職員の指示する書類